

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第二十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>〔機構〕による労働災害の原因の調査等の実施） 第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に、当該調査を行わせることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>4 機構は、前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものとする。</p> <p>（機構に対する命令） 第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。</p>	<p>（研究所による労働災害の原因の調査等の実施） 第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）に、当該調査を行わせることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>4 研究所は、前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員」と読み替えるものとする。</p> <p>（研究所に対する命令） 第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。</p>

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 機構が第九十六条の三の規定による命令に違反した場合におけるその違反行為をした機構の役員

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 研究所が第九十六条の三の規定による命令に違反した場合におけるその違反行為をした研究所の役員